

保育の利用調整基準について

希望される認定こども園の申込者が利用定員を超過している場合は、「阿波市保育所等の利用調整に関する要綱」に基づき、調整・決定します。

【利用調整指数について】

保育を必要とする事由やその状況に応じた『世帯の基準指数』と、その他の状況に応じた『調整指数』を合計した『利用調整指数』の高い世帯の児童から優先して調整・決定します。

(1) 基準指数について

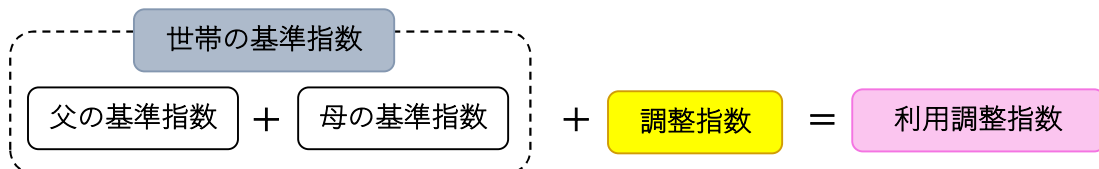
保育を必要とする事由により設定します。

- ▶ 保育を必要とする事由が2項目以上ある場合は、指数の高いものを当該保護者の基準指数とします。
- ▶ 父母それぞれの基準指数の合算を『世帯の基準指数』とします。
- ▶ ひとり親世帯については、当該保護者の基準指数を2倍したものを『世帯の基準指数』とします。
- ▶ 父母がいない場合は、その他の保護者で『世帯の基準指数』を設定します。

(2) 調整指数について

世帯の状況や子どもの状況に応じて加算・減算します。

【利用調整指数の計算方法】



(3) 利用調整指数が同一指数になった場合

利用調整指数が同一指数で並ぶ場合には、「同一指数の場合の順位表」により優先順位を決定します。

(4) 利用調整の結果について

新年度の受付期間中に申込みされた方のうち、利用調整の結果、希望の施設での調整がつかなかった場合は、再度施設の利用希望調査を行い、調整させていただきます。

【阿波市保育所等利用調整指数表】

①基準指数

保育の必要性の認定区分			保護者の状況		基準指数
1	就労	外勤	月150時間以上		20
			月120時間以上		18
			月80時間以上		16
			月48時間以上		14
			上記該当指数より減算	内定	-2
		自営業	月150時間以上		20
			月120時間以上		18
			月80時間以上		16
			月48時間以上		14
			上記該当指数より減算	自営業の中心者ではない	-1
				就労見込み	-2
内職	月120時間以上		16		
	月48時間以上		12		
2	妊娠・出産	出産の前後の場合（産前8週・産後8週の間）			16
3	保護者の 疾病・障がい	疾病	1か月以上の入院又は常時寝たきりの状態		20
			上記以外の状態で常時保育が困難な場合		16
		障がい	身体障害者手帳1・2級、精神障害者福祉手帳1・2級又は療育手帳A1・A2の交付を受けている		18
			上記以外の状態で常時保育が困難な場合		16
4	病人の看護等	同居している親族を常時介護・看護している場合			18
5	災害等	災害、風水害、火災等でその復旧にあたっている			20
6	求職活動	求職活動中（起業準備も含む）			8
7	就学、職業訓練等	自宅外での就学（職業訓練を含む）			18
8	児童虐待、DV等	児童虐待やDVのおそれがある場合			20
9	育児休業	育児休業取得中に既に保育を利用している児童の継続利用が必要である			18
10	その他	上記に類する状態にあると市長が認めた場合			適宜

※ 保育の必要な事由が2項目以上ある場合は、高い方を基準指数とします。

※ 父及び母の状況について、それぞれ当てはまる指数の合計数を世帯の基準指数とします。

また、ひとり親世帯は、当該保護者の基準指数を2倍した指数を世帯の基準指数とします。

②調整指数

区 分	状 況	調整指数
世帯の状況	両親が不存在	+35
	ひとり親世帯・離婚調停中につき父母が別居中	+30
	虐待やDVのおそれがある	+15
	生活保護受給世帯	+2
	生計中心者の失業(生活保護受給世帯を除く)	+5
	保護者が単身赴任中	+3
	育児休業明け	+3
	住所が学区内	+3
	障がい者(児)等がいる世帯(認定区分が3・4以外の場合)	+2
	保護者が市内の保育所等に就労している保育士等である(内定含む)	+5
	土日のみの勤務を常態としている	-3
	正当な理由もなく保育料を3か月以上滞納している	-10
子どもの状況	兄弟姉妹が在籍する保育所等に入所を希望する場合又は兄弟姉妹で同じ保育所等の入所を希望する場合	+3
	継続児である	+5
	入所又は入園希望児が身体障害者手帳・療育手帳を交付されている	+3

※ 調整指数は、該当する項目すべてを加算・減算の対象とします。

③同一指数の場合の順位表

利用調整指数が同一の場合は下記の順位表により決定します。

順 位	状 況
1	両親が不存在
2	ひとり親世帯
3	同居で保育できる者がいない
4	基準指数が高い者
5	保育の必要性の事由順 ①虐待・DV ②災害復旧 ③就労 ④育児休業継続 ⑤疾病・障がい ⑥看護・介護 ⑦妊娠・出産 ⑧求職活動
6	在籍中の認定こども園等の利用を継続して希望している(継続児の場合)
7	保育料の滞納がない
8	養育している就学前児童が多い世帯
9	現住所が希望する施設に近い順